

令和3年度千葉県市町村交通災害共済 一般会員募集のご案内

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年も千葉県市町村交通災害共済の一般会員募集を行います。

加入を希望される方は、下記内容をご確認のうえ、お申し込みくださるようお願いいたします。

加入できる方	① 大網白里市の住民基本台帳に記載されている方 ② 「①の方」に扶養されている方で大網白里市以外に住んでいる方
受付開始日	令和3年8月2日（月）から
共済期間	令和3年9月1日～令和4年8月31日（1年間） ※令和3年9月1日以降は、加入申込みをした日の翌日から 令和4年8月31日まで
会費	1人700円（1年間）
対象となる事故	自動車・オートバイ・自転車などによる人身事故等で、自動車安全 運転センターから「交通事故証明書」が発行された事故
受付場所	大網白里市役所 安全対策課・白里出張所
受付時間	祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 8時30分～17時15分
申込方法	受付場所に備え付けの加入申込書をご記入いただき、会費を添えて お申し込みください。※お釣りの無いよう準備をお願いします。
見舞金額	【死亡見舞金】150万円 【傷害見舞金】2～50万円（入院・通院実日数に応じて） 【身障見舞金（身体障害等級1級又は2級）】50万円 【交通遺児見舞金】遺児1人につき10万円
その他	○今年度、幼稚園、保育所、小・中学校等で集団会員として加入してい る児童・生徒の皆様は、改めて加入いただく必要はありません。 ○交通事故にあった場合、ただちに警察署に届け出て、後日「交通 事故証明書」を発行してもらえらるようになしてください。

◎詳しくは別添パンフレットをご覧ください（パンフレットは回覧用です）

<お問い合わせ先>

大網白里市安全対策課
生活安全班 電話 70-0387

令和3年度

千葉県市町村

交通災害共済

8月中のお申込みであれば…

年会費 **700円**

(加入月により会費は異なります。)

見舞金

150万円

(最高)

8月は一斉加入月間、家族そろってご加入を!!
加入申込みはお住まいの市役所・町村役場へ

令和3年8月31日までに加入申込みした場合の共済期間

令和3年9月1日から令和4年8月31日まで

(中途加入の場合の共済期間は、加入申込みをした日の翌日から令和4年8月31日まで)



市役所・町村役場 / 千葉県市町村総合事務組合

加入できる方

- 加入申込みをする市町村の住民基本台帳に記載されている方
- ①の住民に扶養されている方で、加入申込みをする市町村以外に住んでいる方
(例えば、「東京に下宿している学生」等)
- 市町村の職員及び職員と同居の親族

※ 学校等单位で加入する団体会員との重複加入にお気をつけください。

年会費 700円

加入申込日の翌日の属する月	会費の額
令和3年 9月	700円
10月	600円
11月	600円
12月	500円
令和4年 1月	500円
2月	400円
3月	300円
4月	300円
5月	200円
6月	200円
7月	100円
8月	100円

共済期間と会費

令和3年8月31日までに加入申込みした場合

◆令和3年9月1日から令和4年8月31日まで

(中途加入の場合、加入申込みをした日の翌日から令和4年8月31日まで)

●会費については、加入月により異なりますので、右上の表をご参照ください。

① 千葉県市町村交通災害共済加入申込書 (兼会員台帳)
(市町村保管)

番号 (窓口) ※ (受付番号)

③

「申込書記入例」

フリガナ 世帯主 交通 太郎	タロウ	(住所) 安全 安心 123番地 45	市 町 村		
会員氏名	生年月日	指定受取人	会員氏名	生年月日	指定受取人
フリガナ ① 交通 太郎	大昭平令 .	交通花子	フリガナ ④ 交通 三郎	大昭(平)令 18.4.2	交通太郎
フリガナ ② 交通 花子	大昭平令 .	交通太郎	フリガナ ⑤	大昭平令 .	
フリガナ ③ 交通 次子	大昭平令 .	交通太郎	フリガナ ⑥	大昭平令 .	
共済会費 (1人700円)		4人	2,800円		受付 ※ (会費領収印)

[注意事項]

- 生年月日は、中学生以下(平成18年4月2日以後生まれ)の方は必ず記入してください。
- ※印欄は記入しないでください。
- 指定受取人の住所が異なる場合は、余白に住所を記入してください。
- 指定受取人を指定しなかった場合又は会員に指定された受取人が死亡している場合は、下記の順位により、受取人が決定されます。

1. 配偶者	2. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	3. 会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族	4. 左記以外の子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
--------	--	-----------------------------------	-------------------------

注意

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう。

交通事故にあったら、ただちに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センターで交通事故証明書を発行してもらえるようにしてください。(自転車の単独事故の場合も同様です。)

交通事故証明書が得られない場合は、原則として見舞金の支給は受けられませんので、十分ご注意ください!!

対象となる交通事故とは (日本国内の事故のみ対象)

- ① 車両(自動車、オートバイ、自転車など)の交通事故による事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書(原則として人身事故扱いとされたもの)が発行されたもの
- ② 電車等の運行による事故で、警察署が証明したもの又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明したもの
- ③ 車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自賠責保険が支払われたもの又は救急車等の搬送証明書が得られるもの(見舞金の最高限度額**3万円**)

見舞金が支払われないもの

- ① 会員の無免許運転、酒気帯び運転
- ② 会員又は見舞金受取人の交通事故以外の犯罪行為
- ③ 会員の故意又は重大な過失
- ④ 地震、津波、噴火、内乱その他の異変
- ⑤ 再発、後遺症
- ⑥ その他、ベビーカーや一輪車の単独事故など、上記に掲げる「対象となる交通事故」に該当しない事故



見舞金の請求について

死亡(交通事故による即死及び交通事故による傷害を原因として交通事故にあった日から1年以内に死亡したもの)の場合は速やかに、傷害の場合は※治ってから(症状が固定した場合を含む。)請求してください。※症状固定後の後遺症の治療(形成術の施術等含む。)は対象となりません。

ただし、次の場合は治る前でも、請求できます。

- ① 交通事故の日から3か月を経過しても、その傷害が治らない場合
- ② 生活保護法による保護を受けている場合
なお、交通事故により死亡した日、又は傷害が治った日(症状が固定した日)から**2年を経過**すると請求ができません。

見舞金を請求するときは

見舞金の請求は、加入申込みをした市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口で行うこととなります。

その際、交通事故証明書や診断書など、**発行に費用がかかる書類が必要**となりますので、**必要書類を揃える前に、まずは窓口にご相談してください。**

下の表の書類を市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口提出してください。

必要な書類	見舞金の種別			
	傷害	死亡	身障	交通遺児
会員証(団体会員は不要)	○	○	○	○
交通事故証明書等※	○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)※	○			
死亡診断書又は死体検案書		○		○
身体障害者手帳の写し			○	
身体障害者診断書の写し			○	
戸籍謄本				○
印鑑	○	○	○	○

※交通事故証明書や診断書は、**原本**を持参してください。
なお、その他の書類が必要となる場合もあります。

交通事故証明書等とは

①自動車などによる死傷事故の場合

会員の名前が載っている自動車安全運転センターの発行した人身事故扱いの交通事故証明書(物件事故扱いのものについては、この他に自賠責保険(自動車損害賠償保障法に基づく保険又は共済、いわゆる強制保険)の支払証明書又は救急車等の搬送証明書などが必要になります。)

②電車などによる死傷事故の場合

警察署の証明する書類又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明する書類

③自動車などの事故で会員の名前が載っている交通事故証明書が得られない場合(物件事故扱いの事故で同乗者の場合等)

自賠責保険の支払証明書又は救急車等の搬送証明書(見舞金の最高限度額3万円)

診断書(交通災害共済用)とは

①医師又は歯科医師の発行する交通災害共済用診断書(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)

②柔道整復師(ほねつぎ、接骨)の発行する施術証明書(用紙は上記診断書用紙を修正してご使用ください。)

この場合、骨折又は脱きゅうに限りあらかじめ、**医師の同意書**(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)が必要になります。ただし、施術実日数が16日未満の応急手当の場合は、医師の同意書は必要ありません。

転居した場合について

共済加入後に加入申込みをした市町村以外に転居した場合でも、加入申込みをした市町村窓口で見舞金の請求をすることができます。この場合には、転居先の住民票の抄本等が必要になります。(転居後も共済期間中は、加入申込みをした市町村でのお取り扱いになります。)

共 済 見 舞 金

- 死 亡 = 150万円
- 傷 害 = 2万円~50万円(下表参照)
- 身体障害 = 傷害見舞金のほかに50万円(1級又は2級)
- 交通遺児 = 交通遺児1人につき10万円

傷 害 見 舞 金 等 級 表

傷害を受けた際の治療のための入院・通院した日数に応じた下表の額となります。

等級	入院の日数及び実際に通院して治療した日数(再発・後遺症は含まれません)	金 額
1	286日 ~	500,000円
2	271日 ~285日	475,000円
3	256日 ~270日	450,000円
4	241日 ~255日	425,000円
5	226日 ~240日	400,000円
6	211日 ~225日	375,000円
7	196日 ~210日	350,000円
8	181日 ~195日	325,000円
9	166日 ~180日	300,000円
10	151日 ~165日	275,000円
11	136日 ~150日	250,000円
12	121日 ~135日	225,000円
13	106日 ~120日	200,000円
14	91日 ~105日	175,000円
15	76日 ~ 90日	150,000円
16	61日 ~ 75日	125,000円
17	46日 ~ 60日	100,000円
18	31日 ~ 45日	75,000円
19	16日 ~ 30日	50,000円
20	6日 ~ 15日	30,000円
21	1日 ~ 5日	20,000円

交通事故にあったら、必ず警察署に事故の届出をしましょう!!
その際は、“人身事故扱い”の手続きをしてください。



市町村お問合せ先一覧

市町村名	交通災害共済担当課	問合せ先
木更津市	市民活動支援課 交通防犯係	0438 (23) 7492
茂原市	生活課 生活安全係	0475 (20) 1505
成田市	交通防犯課 交通対策係	0476 (20) 1527
東金市	消防防災課 消防安全係	0475 (50) 1119
旭市	市民生活課 市民生活支援班	0479 (62) 5396
勝浦市	消防防災課 消防防災係	0470 (73) 6640
流山市	道路管理課 交通安全対策係	04 (7150) 6093
我孫子市	市民安全課 交通防犯担当	04 (7185) 1111 (代)
鴨川市	危機管理課 消防生活安全係	04 (7093) 7833
鎌ヶ谷市	道路河川管理課 交通安全・道路河川維持係	047 (445) 1457
君津市	市民活動支援課 交通防犯係	0439 (56) 1225
富津市	防災安全課 防災安全係	0439 (80) 1266
四街道市	自治振興課 交通防犯係	043 (421) 6107
袖ヶ浦市	防災安全課 交通防犯班	0438 (62) 3106
八街市	防災課 交通防犯班	043 (443) 1119
印西市	市民活動推進課 市民安全係	0476 (33) 4435
白井市	市民活動支援課 市民安全班	047 (492) 1111 (代)
富里市	市民活動推進課 市民安全班	0476 (93) 1117
南房総市	市民課 市民協働グループ	0470 (33) 1005
匝瑳市	環境生活課 市民協働班	0479 (73) 0088
香取市	環境安全課 生活安全班	0478 (50) 1248
山武市	市民自治支援課 生活安全係	0475 (80) 1271
いすみ市	総務課 総務班	0470 (62) 1111
大網白里市	安全対策課 生活安全班	0475 (70) 0387
酒々井町	総務課 危機管理室	043 (496) 1171
栄町	住民課 戸籍住民班	0476 (33) 7704
神崎町	総務課 庶務係	0478 (72) 2111
多古町	総務課 交通防災係	0479 (76) 2611
東庄町	総務課 庶務係	0478 (86) 6082
九十九里町	総務課 交通防災係	0475 (70) 3107
芝山町	総務課 自治振興係	0479 (77) 3903
横芝光町	環境防災課 防災班	0479 (84) 1216
一宮町	総務課 行政係	0475 (42) 2112
睦沢町	総務課 行政管財班	0475 (44) 2516
長生村	総務課 庶務係	0475 (32) 2111
白子町	総務課 防災係	0475 (33) 2110
長柄町	総務課 庶務秘書係	0475 (35) 2111
長南町	総務課 庶務係	0475 (46) 2111
大多喜町	総務課 総務係	0470 (82) 2111
御宿町	総務課 防災総合対策班	0470 (68) 2511
鋸南町	総務企画課 総務管理室	0470 (55) 4801

令和3年度

ヘルスマイト 養成講座

食育に
興味がある方

料理が
好きな方

ボランティア活動
を、無理なく行っ
てみたい方

ヘルスマイトは、健康によい料理を普及するボランティアです。料理講習会の開催や、イベントでの食育活動を行い、健康で元気なまちづくりを推進します。(活動内容は裏面参照) ヘルスマイトになるには、養成講座の受講が必要です。

9月29日(水)

ヘルスマイトについて
市の健康状況について

10月27日(水)

食事バランスと栄養素
調理実習

11月24日(水)

糖尿病の予防の食事
調理実習

12月22日(水)

歯の健康について
調理実習

1月11日(火)

フレイルを予防しよう
運動講習会

2月16日(水)

太巻き寿司を巻こう
ヘルスマイトとの交流

※感染症対策のため、調理した料理は持ち帰りさせていただきます。

- ◆ 対象 ◆ 養成講座受講後、ヘルスマイトとなり活動が可能な方。
養成講座全6回のうち5回以上に出席できる方。
- ◆ 時間 ◆ 9時30分～12時 (1月のみ13時～14時)
- ◆ 会場 ◆ 中央公民館
- ◆ 募集人員 ◆ 10名
- ◆ 受講料 ◆ 1,000円(テキスト代、材料費)
- ◆ 申込方法 ◆ 下記の市健康増進課へ電話または窓口にて申込み。
申込期間：7月20日(火)～9月17日(金)



大網白里市のキャラクター
マリン

申込み・問い合わせ先

大網白里市健康増進課 電話 0475-72-8321

※感染症の状況により、中止または延期となる場合もあります。

ヘルスマイトの活動内容

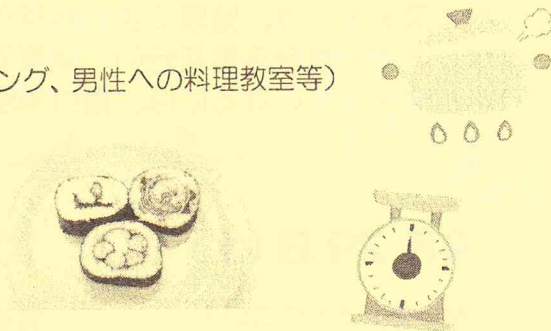


ヘルスマイトは、大網白里市食生活改善協議会員の愛称です。
市から委嘱され、県、全国組織で活動しているボランティア団体です。

令和3年7月現在 大網白里市ヘルスマイト数 101名（女性93名 男性8名）

◆ 主な活動内容 ◆

- 料理講座の開催（生活習慣病予防、小学生への親子クッキング、男性への料理教室等）
- 若い世代への減塩啓発活動
- 高齢者への低栄養予防活動
- 郷土料理（太巻き寿司）の指導
- 市の健康づくりイベントに協力
- 自己研修会（年6回程度の料理や運動研修）



**自己研修会で新しい知識を学び、スキルアップしながら
自分や、家族、そして地域の方々の健康にも活かします！**



ヘルスマイトの研修で行っているレシピを
市広報誌へ毎月掲載しています。

また、市ホームページ内サイト内検索で
レシピと検索すると、たくさんの健康に
よいレシピを見ることができます♪

◆ 養成講座受講後について ◆

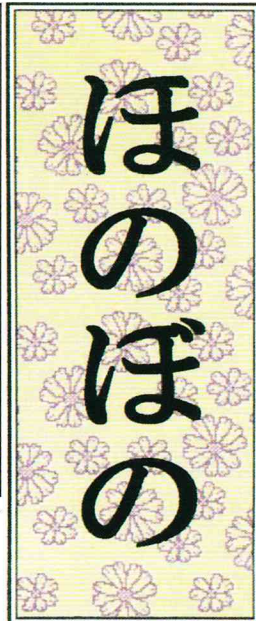
令和4年4月より、ヘルスマイトとして活動します。

- 入会時諸費用 3,550円
（エプロン、三角巾、年会費、保険料）
- 2年目以降 1,550円
（年会費、保険料）

参加したヘルスマイトの声

㊦ 日々の食生活、健康について理解することができました。自分自身の勉強にもなり、ヘルスマイトになってから、以前よりも健康になったと思います。

㊦ 養成講座は、月1回で参加しやすく、いろいろな方と交流しながら、毎回充実した内容でした。参加してよかったです。学んだことはいろいろな人へ広めたいです。



第 69 号

発行所
大網白里市四天木乙
2894-57
老人福祉センター

発行者
大網白里市
老人クラブ連合会
電話 77-4466

令和 3 年度新任会長のご挨拶



令和 3 年度が
始まるにあたり
一言ご挨拶を申
し上げます。江
澤前会長は過去

8 年間の長きにわたり大網白里市老人クラブ連合会(以下「市老連」と言います)を纏めてこられました。長い間お疲れ様でした。令和 3 年度の総会において私、野添俊平を会長にご選任いただき、重責を担うことになりました。身の引き締まる思いでございます。市老連の今年度の活動は会員の①健康づくり、②生きがいづくり、③仲間づくり、と地域に貢献できる④奉仕活動に重点を置いた活動を実施してまいります。

昨年度は新型コロナウイルスの感染防止のため、多くの活動ができない状況になりました。今年度の市老連の活動計画は一昨年度に近い内容で計画を立案しています。コロナ禍

における社会の状況を見極めながら適切に判断し、皆様が健康で楽しく過ごせるよう活動を実施してまいります。

市老連の一番の問題点は会員数が激減している事であります。この問題は市老連だけの問題ではなく、全国的に老人会が直面している問題です。これを打開するため 2、3 年前から取り組んできた「個人会員制」の導入があります。しかし目立った効果は出ておりません。そこで今年度から「参加して楽しい老人会」を目指して興味のある楽しい同好会を多数設置し、会員増強を図る計画を立て実行に移したいと考えています。具体的には各専門部の下に複数の同好会を作り、同好会単位で活発な活動ができるようにしたいと考えています。

同好会づくりには会長、副会長、総務部、組織部、専門部のメンバーによるプロジェクトチームを作り、調査・検討・計画し、実行に移した

いと考えております。皆様方のご協力をいただきながら、楽しい老人クラブ連合会になるよう祈念いたしました。ご挨拶といたします。

今年度初めてのスポーツ活動!!
市老連ベタンク大会

令和 3 年 5 月 28 日(金) 令和 3 年度市老連ベタンク大会が季美の森多目的広場に於いて開催された。当初予定の開催日は大雨に見舞われ延期となり本日の開催に至ったが、前日も雨で会場準備ができず午前中を会場設営に当て、試合開始は午後に変更することとなった。役員による作業が手際よく進み予定より早く完成したと参加者全員が早めに集合されたこともあり、本部から「4 時頃から風が強くなるそうなので…」との案内で開始 30 分前であつたが本部前に整列し開会式が行われた。



会長の挨拶では「急遽天候の関係で試合開始時間が変

更になったこと」「芝生コートになったこと」「令和 3 年度における初めての活動」であるとしたあと「怪我の無いよう頑張ってください」と話された。試合は参加 7 チームと「市老連チーム」の 8 チームで開始された。

①コート「山辺 C」対「季美の森 A」、②コート「山辺 A」対「季美の森 B」、③コート「山辺 B」対「長国」、④コート「季美の森 C」対「市老連チーム」がトーナメント方式で 1 回戦を戦うこととなり各コートから選手の熱い声が響き渡った「はいっ!」「やっ!」「ナイス!」「もう一つ!」「もう一点!」「ココ!・ココ!」等々の元気一杯の声が飛び交い楽しそうに、その反面「計測を促しミリメートルまで競う」熱の入った真剣な眼差しの姿が「あちこち」に見受けられた。決勝戦は②コート「山辺 A」対「山辺 B」が、3 位決定戦は①コート「季美の森 C」対「季美





の森A」が、4位決定戦は④コート「季美の森B」対「老連チーム」がそれぞれ対戦した。決勝トーナメント

では「山辺B」が強さを見せ付け優勝の栄冠を勝ち取り準優勝は「山辺A」であった。3位は「季美の森C」、4位は「老連チーム」がそれぞれ決定戦を制した。なお上位3チームは「令和3年度山武地区高齢者ペタンク大会」に市老連代表として11月10日（予定）成東総合運動公園に於いて試合を行いますので応援をよろしくお願いします。

・・・かんせんひとりごと・・・

近距離で観戦していたことから選手の手ボールを投げた後の一喜一憂する姿がひしひしと伝わり知らず知らず選手になったような感じになり大声を発することもあった程、引き込まれてしまった。ペタンク競技はシンプルであるのに何故熱気あふれる競技に変貌するのか思いも付かなかった。また、今大会を見ると『山

辺』対『季美の森』の対抗戦の有様であったように見受けられた。今回の大会は是非、広域から多数のチームが参加し競技を盛り上げていただければと願っている。なお俄作りの「老連チーム」が想像以上の力を発揮して第4位を勝ち取ったことは立派であった。

市老連ゲートボール大会

令和3年6月8日（火）令和3年度市老連ゲートボール大会



度市老連ゲートボール大会が運動広場「ゲートボール」に於いて開催された。真夏日の気温のなか、武重副会長から「熱中症に気を付けこまめに水分を取り楽しく戦ってください」と挨拶された。参加チームは3チームであったことから試合は3回戦（総当たり方式）で行った。ボールが第1ゲートを通過するとチームリーダーが次打球の位置などを指示する激が飛び交い「OK!」「ヨシ!」「イ



ケ・イケ!」「出た!」などコート内が熱く盛り上がり「タイマーの終了!」の声も届かない程の熱戦が続いた。戦績は3チームがそ

れぞれ1勝1敗の激戦となり、結果は得失点差で優勝を「大網クラブ」が勝ち取った。準優勝は「ヤギノ」が、3位は「大網シニアクラブ」であった。なお上位3チームは「令和3年度山武地区高齢者ゲートボール大会」に市老連代表として9月16日（予定）九十九里町つくも学遊館に於いて試合を行いますので応援をよろしくお願いします。

横芝光町生き生きクラブとの

ペタンク講習会及び交流会

令和3年6月18日（金）横芝光町体育館に於いて横芝光町生き生きクラブのペタンク講習依頼による講習

会及び交流会が実施された。ペタンクの講習は講師（4名）によるコースの作り方や基本動作・ゲームの仕方・スコアの付け方等ルールの説明の後A・B（市老連チームが参加）ブロックに分かれ交流会が開始された。初めてとは見えないほどの投球で会場が盛り上がるなかAブロックは「さいとうチーム」・Bブロックは「ジャンボチーム」が勝ち進み対戦の結果接戦を制して「さいとうチーム」が優勝した。



横芝光町生き生きクラブの皆さんと

※会報に関する問い合わせ先
大網白里市老人福祉センター
「コスモス荘」 電話77-4466
大網白里市高齢者支援課
高齢者支援班 電話70-0332

地震だ!!
わが家は大丈夫!?

わが家の 耐震相談会

無料

回覧

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課
大網白里市 都市整備課

9月10日(金) 耐震改修に関する相談会を実施します!! (要予約)

こんな方にオススメです!

- ・ 自宅の耐震性に不安があるが、誰に相談すればいいのかわからない
- ・ お金をかけて耐震診断する前に、無料で、信頼できる人に相談したい

対象

市内にお住まいの、昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者

※耐震相談は事前予約制です。市の都市整備課(下記)にお電話で
ご予約ください。

ご存知ですか?

- 昭和56年に建築基準法が大きく改正されています。
- 阪神淡路大震災では、昭和56年以前に建築された建物に、被害が多く出たことが報告されています。
- 耐震診断・改修の補助制度があります。 詳しくは下記までお問い合わせください。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

わが家の耐震相談会

- 1 日時 令和3年9月10日(金) 午前9時から12時(相談時間は30分間)
- 2 場所 大網白里市役所 別棟2階大会議室
- 3 内容 個別耐震相談 木造住宅を対象とした耐震について、相談員が住まいの状況に応じた相談にお答えします。
- 4 申込期間 令和3年8月31日(火)まで
電話にてお申し込み下さい。
- 5 問合せ・申込み
大網白里市都市整備課営繕室
電話 0475-70-0366

- ・ 主催：千葉県
- ・ 協力：千葉県建築士事務所協会

共催：大網白里市